

中国における食品の安全性確保に対する取組み

鎌田 文彦

【目次】

はじめに

- I 食品の安全性をめぐる動向
- II 食品等製品の安全への監督管理を強化する国务院の特別規定
- III 特別規定制定後の動向

おわりに

翻訳：食品等製品の安全への監督管理を強化する国务院の特別規定

はじめに

2007年3月に、米国で発生したペットフード事件（後述）を契機として、中国で生産される食品等の安全性に対する疑念が国の内外に広がり、中国の経済発展を支える製品輸出にも影響を及ぼすこととなった。このような事態を重くみた中国政府は、法規の整備、違法行為の取締りなどを行った。本稿は、2007年に食品の安全性確保のために中国政府がとった措置について、法規面を中心としてまとめるものである。

I 食品の安全性をめぐる動向

1 中国産食品の安全性に対する疑念の拡大

(1) 米国

2007年3月から4月にかけて、米国でペットフードを食べた犬や猫が相次いで死亡する事件が発生した。中国から米国に輸出されたペットフード用原料に、有毒物質（メラミン）が含まれており、それがペットフードに混入したことが事件の原因であった。中国政府は、5月に、この製品を製造して米国に輸出した2つの食品

会社を特定して関係者を逮捕した。2社は、原料のたんぱく質含有量を多く見せかけるために、このような行為に及んだと見られている。2007年6月には、米国に輸入された中国製の練り歯磨きから毒性の強い凍結防止剤が検出され、製品は廃棄処分とされた^(注1)。

米国政府は、同じく6月に、中国産のエビ、ウナギなど水産物5品目に対して輸入規制措置をとった。これらの水産物は養殖の過程で大量の抗菌剤が投与されており、それが残留していることが問題となっていた。これらの抗菌剤の中には発ガン性を指摘されているものも含まれていた。このような一連の事態から、中国製品とりわけ中国からの輸入食品の安全性に対する疑念が、米国において一気に拡大した^(注2)。

(2) 日本

日本でも、中国産の農産物や養殖水産物に対する不信感は、以前から存在していた。2002年3月には、輸入された中国産冷凍ホウレンソウから、残留基準値の10倍前後の発がん性のある殺虫剤が検出された。このため、一時期中国産冷凍ホウレンソウの輸入自粛措置がとられた。2005年8月には、中国産養殖ウナギから使用禁止の合成抗菌剤（マラカイトグリーン）が検出された。このような事態をうけて、日本政府は、2006年5月に、一定量以上の農薬等が残留する食品の販売等を禁止するポジティブリスト制度を導入した^(注3)。こうした措置により、また前述の米国の事件の影響で、日本の中国からの食品輸入は急減した。2007年上半期の生鮮野菜の輸入量は前年同期比で20%減少したと言われる^(注4)。

(3) 中国

一方、中国国内では、1990年代に、農薬散布の方法や回数などの誤りにより農薬に汚染された野菜（「毒菜」と呼ばれる）が市場に出回り、中毒事件が頻発したことから、食品の安全性に対する疑念は根強く、残留農薬問題に対する関心は高い。野菜を買ったら1、2時間は水に浸すなどの「徐毒措置」をとることは、中国社会では「常識」となっているようである。最近では、無農薬の「有機食品」、低・減農薬栽培の「緑色食品」、減農薬だが基準が緩い「無公害農産物」などの表示がついた食品に人気が集まっている。これらの食品は、高額で、もっとも基準が厳しい「有機食品」は、通常の商品の10倍前後の値がつくものもあるが、富裕層を中心に需要は伸びる一方のことである。^(注5)

2007年7月には、北京テレビが、ダンボール紙を混ぜた肉まんが製造され、販売されているとのニュースを流し、世界に衝撃を与えた。結局、この報道は、「やらせ」であったとされ、取材した記者は、報道の1か月後に、懲役1年、罰金1,000元（1元は約15円）の実刑判決を受けた。このような報道が、中国国内でも、「いかにもありそうな事実」として信じられたこと自体が、偽物や「毒菜」がはびこる中国社会の深刻な状況を表しているとの見方もある。^(注7)

2 中国政府の対応

以上のような中国の食品の安全性をめぐる内外の状況に、中国政府は危機感を強めたものと思われる。

2007年7月25日に、国務院第186回常務会議は、「食品等製品の安全への監督管理を強化する国務院の特別規定」（以下「特別規定」という。）を制定し、翌7月26日に公布し、即日施行した。^(注8) 特別規定は、食品の安全性に関して、食品生産者や販売者の義務、行政の監督管理責任を定めたものであり、現在のところ中国政府の食品安

全問題に対する取組みの法的基盤となっている。

特別規定の制定をうけて、7月27日には、中国共産党中央と国務院が、国務院関係部門と省・自治区・直轄市政府の責任者を招集して「全国品質活動会議」を開催した。会議に出席した温家宝首相は、全国の管理責任者に対して、①品質に対する監督管理の強化、②統一的な品質基準体系の確立、③原料選択からアフターサービスまで生産の全過程での品質向上、④品質に関する法体系の構築、⑤食品生産現場・加工工場等に対する検査・指導の推進、⑥社会に対する食品の安全問題に関する情報の提供という6項目の活動方針を指示し、その執行を厳命した。^(注9) この全国会議をとおして、特別規定の全国的な周知徹底を図ったものと考えられる。

その後、8月18日には、国務院新聞弁公室が、「中国の食品の品質の安全状況」という文書を公表した。^(注10) この文書は、①中国の食品生産とその安全性の概況、②食品に対する監督体制、③食品の輸出入に対する監督、④食品安全性に関する法規と技術、⑤食品安全性に関する国際協力について、中国の現状をまとめたものである。総じて、中国の食品の安全性を強調する内容となっている。

中国政府は、以上のような一連の対応により、中国の食品の安全性に向けられた内外からの疑念の払拭に努めた。

II 食品等製品の安全への監督管理を強化する国務院の特別規定

中国には、食品の安全性に関連する法律は、「食品衛生法」、「農産品品質安全法」など11件あり、また「工業製品生産許可証管理条例」など関連行政法規が22件存在するとされ、量的には十分な法令が用意されている。しかし、それらの相互の関係は薄弱で、全体としての執行状

況は良好とは言えず、違法行為に対する処罰は不十分で、監督管理部門の活動が弱体であるとの問題が指摘されている。これが、特別規定が新たに制定された背景である。^(注11)

特別規定は、全20か条で、冒頭の立法趣旨等以外は、大きく分けて、生産者・販売者等に関する規定（第3条～第9条）及び中央と地方の行政部門に関する規定（第10条～第19条）から成る。以下、主な内容を紹介する。

1 立法趣旨と定義

特別規定の立法趣旨として、食品等製品の安全への監督管理の強化、生産経営者、監督管理部門及び地方人民政府の責任の明確化、各監督管理部門の協調及び協力の強化、並びに人体の健康及び生命の安全の保障があげられている（第1条）。

特別規定でいう「製品」には、食品のほかに、食用農産品及び薬品など人体の健康及び生命の安全に関係するものも含まれる（第2条）。

2 生産者・販売者等に関する規定（第3条～第9条）

食品の安全性に関しては、生産経営者が第一義的な責任を負うべきものとして、その義務及び違反行為に対する罰則が規定されている。例えば、次のような規定がある。

- (1) 生産経営者は、生産し、又は販売する製品の安全に責任を負わなければならない。法令の要求に合致しない製品を生産し、又は販売してはならない。違反した場合は、所定の監督管理部門が、違法所得、製品、並びに違法生産に用いた道具、設備及び原材料等を没収する。同時に、所定の罰金を科する（第3条）。
- (2) 生産者が生産する製品に使用する原料、補助材料、添加物及び農業投入品（肥料、殺虫剤など）は、法律及び行政法規の規定並びに国の基準に合致するものでなければならない

い。違反した場合は、違法所得を没収し、同時に所定の罰金を科する（第4条）。

- (3) 食品等の販売者は、製品の名称、規格、数量、仕入れ先、卸し先及び流通経路等に関する台帳を作成し、所定の期間保存しなければならない（第5条）。
- (4) 製品を輸出する生産経営者は、その輸出製品が輸入国（地域）の規格又は契約の要求に合致するようにしなければならない（第7条）。輸入製品は、中国の国家規格及び中国と輸出国（地域）が締結した協定の要求に合致するものでなければならない（第8条）。
- (5) 生産企業が、生産した製品に安全上の危険が存在し、人体の健康及び生命の安全に危害を与える可能性があることを発見した場合は、社会に関連情報を公表し、販売者に対して販売中止を通知し、消費者に対して使用の中止を呼びかけ、自主的に製品を回収し、関係の監督管理部門に報告しなければならない（第9条）。いわゆる「リコール」に関する規定である。

3 中央と地方の行政部門に関する規定（第10条～第19条）

食品の安全性に関する監督管理の責任は、中央と地方の行政部門が負うべきものとして、次のような規定を置いている。

- (1) 県レベル以上の地方人民政府は、当該行政地域内の製品の安全性に関する監督管理の総責任を負い、監督管理活動を統一的に指導する。安全性にかかる突発事件が発生した場合は、対応活動の指揮をとらなければならない。監督管理の職責を怠り、当該行政地域内で製品の安全性に係る突発事件がたびたび発生した場合は、責任者に処分を科する^(注12)（第10条）。このように、特別規定は、行政の「不作為」に対しても、処罰を規定している。
- (2) 農業、衛生、品質検査、商務、工商及び薬

品等の監督管理部門は、各自の職責に基づいて、違法行為を正し、危害の発生を防止し、又は減少させ、違法行為を行った生産経営者を規定に基づいて処罰しなければならない。

「不作為」については、責任者に処分を科する（第13条）。

(3) これら監督管理部門には、その職責履行にあたって、現場検査、契約書、書類、帳簿及びその他の関係資料の査読、複製、封印及び差押え、並びに健康及び生命の安全に危害を与える重大な危険が存在する生産経営場所の封鎖等の権限が与えられる（第15条）。

(4) すべての組織及び個人は、この規定に違反する行為について、告発する権利を有する。各監督管理部門は、告発受理のための電子メールアドレス又は電話番号を公表しなければならない。受理した告発は、すべて記録して保存し、調査、処理及び回答を行わなければならない（第19条）。

III 特別規定制定後の動向

1 食品の安全性に対する指導の全国的展開

特別規定の施行後、国務院内に、16部門の責任者で構成する「品質及び食品安全指導グループ」（原語は「産品質量及食品安全領導小組」）が組織された。各部門で具体的な課題を設定し、9月から12月までの4か月間で、それを100パーセント達成することが目標とされた。全国の大中都市の農産物卸売市場で常時品質検査を実施する体制の構築、無許可経営の食品生産加工企業の根絶、全国の食料品店における仕入台帳の整備、違法に輸入される肉類、果物及び廃棄物の根絶など12項目の目標が設定された。^(注13)

報道によれば、食品流通の分野では、2007年12月15日までに、全国の無許可営業を行っていた食品販売商店・スタンド等10万7200店を取り締まった。また、無許可経営を行っていた食品

製造・販売などの企業19万2400社を摘発し、偽物・不合格食品の事案2万8900件を取り締まった。強制的に市場から没収した問題商品は1,253.5トンにのぼったという。^(注14)

「品質及び食品安全指導グループ」による指導・取締りの全貌は不明であるが、特別規定の施行後、その規定に則り、全国規模で食品の安全性確保に向けた取組みが展開されていることは確実なようである。

2 「食品安全法」起草作業

以上のような取締りを実施すると同時に、国務院は、行政法規である特別規定では、食品の安全性確保のための法的基盤として不十分と判断し、「食品安全法」の起草作業を進めた。法案は、2007年10月31日に開催された国務院常務会議で承認され、全国人民代表大会常務委員会に送付された。

同法は、特別規定を基に、既存の食品衛生法等の内容を取り入れつつ、より十全な食品安全管理体制の確立を目指すものとされている。法案の詳細は公表されていないが、リスクの評価制度の確立、生産から消費に至る食品流通の各段階での危険防止体制の確立、食品生産経営許可制の強化、食品輸出入管理の強化、行政による管理の強化、消費者の権利保護などに関する規定が盛り込まれるもようである。^(注15)

法案は、2007年12月23日から29日まで開催された第10期全国人民代表大会常務委員会第31回会議で、審議に付された。同会議では、食品安全管理体制が混乱していること、安全基準が統一性を欠いていることなど、中国の食品の安全性をめぐる現状の諸問題が指摘され、これらの問題に対処するために、審議を継続することとなった。^(注16) 今後の全国人民代表大会における審議動向が注目される。

おわりに

以上のように、中国では、食品の安全性確保のために、違法行為に対する取締り等の行政措置を強化するとともに、法的基盤の整備に向けた準備が進んでいる。中国から大量の農産物、食料加工品等を輸入しているわが国としては、その動向から目を離すことはできないものと思われる。

注

(インターネット情報はすべて2007年12月28日現在である。)

- (1) 「質検総局：米向けペットフード原料からメラミン検出」[中国情報局サイト]2007.5.8<http://news.searchchina.ne.jp/disp.cgi?y=2007&d=0509&f=national_0509_010.shtml>；「中国産なお黄信号」『東京新聞』2007.12.30.
- (2) 中国製品に対する米国政府の対応については、井樋三枝子「米国における輸入食品の安全性の確保」『外国の立法』no.234, 2007.12, pp.230-236.<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/234/023406.pdf>>参照。
- (3) 「中国産なお黄信号」前掲注(1)
- (4) 「中国産食品輸入が急減」『日本経済新聞』2007.8.15.
- (5) 「野菜除毒機が登場」『東京新聞』2007.12.30.
- (6) 「ダンボール肉まん報道懲役1年」『読売新聞』2007.8.13,夕刊.
- (7) 「不正生み出す『人治』社会」『読売新聞』2007.8.15.
- (8) 「国务院關於加強食品等產品安全監督管理的特別規定」『人民日報』2007.7.28.

なお、中国の法体系において、「規定」は、国务院が特定の分野の行政活動について部分的に定める行政法規に付される名称である（より全面的・系統的に定める行政法規には「条例」という名称が用いられる）。「特別」と銘打たれているのは、その重要性を示すものと思われる。

- (9) 「全国質量工作会议在京召開 温家宝出席併講話」（全国品質活動会議北京で開催 温家宝が出席し講話を行う）「人民ネット」2007.7.27<<http://politics.people.com.cn/GB/1024/6041117.html>>
- (10) 「中国的食品質量安全狀況」『人民日報』2007.8.18.
- (11) 「為了更好地實施產品安全監督管理」（製品の安全に対する監督管理をよりよく実施するために）『人民日報』2007.7.28.
- (12) 2007年6月1日から施行された「行政機関公務員処分条例」では、公務員に科せられる処分を、軽重の順に、警告、過失記録（過失として記録に残す処分）、重過失記録（重過失として記録に残す処分）、降格、職務停止、解職としている。特別規定の各条項には、軽重に応じて、様々な処分を科すべきことが規定されている。
- (13) 「展開產品質量与食品安全專項整治」（品質と食品安全に関する具体的問題の整理）『人民日報』2007.8.28.
- (14) 「全国流通領域產品質量 and 食品安全專項整治成效顯著」（全国の流通分野の品質と食品安全に関する具体的問題の整理は成果が顕著）『人民日報』2007.12.20.
- (15) 「温家宝主持召開国务院常務會議」（温家宝が国务院常務會議を主催）『人民日報』2007.11.1.
- (16) 「人大常委会第三十一次會議舉行全体會議」（全人代常務委第31回會議は全体會議を開催）『人民日報』2007.12.27.

追記

本稿脱稿後の2008年1月30日に、中国の食品会社が製造し、日本に輸入された冷凍ギョーザ製品に有機リン酸系の禁止殺虫剤が混入しており、それを食べた日本人が中毒症状を訴えて入院していたことが判明した。現段階で、日中両政府による調査が継続中であり、事件の全貌は明らかとはなっていない。食品の製造・消費に関して、日中両国がきわめて密接な関係にあることを、あらためて浮き彫りにする事態と言えよう（2008年2月12日記）。

（かまた ふみひこ・海外立法情報課）

食品等製品の安全への監督管理を強化する 国務院の特別規定 (2007年7月25日国務院第186回常務会議決定、同年7月26日公布及び施行)

鎌田 文彦訳

第1条 食品等製品の安全への監督管理を強化し、生産経営者、監督管理部門及び地方人民政府の責任をより明確化し、各監督管理部門の協調及び協力を強化し、並びに人体の健康及び生命の安全を保障するために、この規定を制定する。

第2条 この規定にいう製品には、食品のほか、食用農産品及び薬品など人体の健康及び生命の安全に関係するものも含む。

製品安全の監督管理について、法律に規定がある場合は、法律の規定を適用する。法律に規定がない場合又は規定が不明確な場合は、この規定を適用する。

第3条 生産経営者は、生産し、又は販売する製品の安全に責任を負わなければならない。法令の要求に合致しない製品を生産し、又は販売してはならない。

法律又は行政法規の規定により、製品の生産又は販売にあたって、許可証を取得しなければならない場合又は認可を得なければならない場合は、法定の条件及び要求に従って生産経営活動を行わなければならない。法定の条件及び要求に従わないで生産経営活動を行った場合又は法定の要求に合致しない製品を生産し、若しくは販売した場合は、農業、衛生、品質検査、商務、工商及び薬品等の監督管理部門が、各自の職責に基づいて、違法所得、製品、並びに違法生産に用いた道具、設備及び原材料等の物品を没収する。同時に、没収総額が5,000元未満の場合は5万円の罰金を併科し、没収総額が5,000元以上1万元未

満の場合は10万円の罰金を併科し、没収総額が1万元以上の場合は没収総額の10倍以上20倍以下の罰金を併科するものとする。重大な結果を招いた場合は、許可証を発行した部門が当該許可証を取り消すものとする。違法経営罪又は偽粗悪品生産販売罪等の犯罪を構成する場合は、法に基づいて刑事責任を追及する。

生産経営者が、更に法定の条件及び要求に合致しないまま、生産経営活動を継続した場合は、許可証を発行した部門が当該許可証を取り消すと同時に、現地の主要な媒体に許可証を取り消した生産経営者の名簿を公表するものとする。違法経営罪又は偽粗悪品生産販売罪等の犯罪を構成する場合は、法に基づいて刑事責任を追及する。

法により許可証を取得すべきであるにもかかわらず、許可証を取得しないまま生産経営活動を行った場合は、農業、衛生、品質検査、商務、工商及び薬品等の監督管理部門が、各自の職責に基づいて、違法所得、製品、並びに違法生産に用いた道具、設備及び原材料等の物品を没収する。同時に、没収総額が1万元未満の場合は10万円の罰金を併科し、没収総額が1万元以上の場合は没収総額の10倍以上20倍以下の罰金を併科するものとする。違法経営罪を構成する場合は、法に基づいて刑事責任を追及する。

関係業界団体は、業界の自律性を強め、生産経営者の生産経営活動を監督しなければならない。また、公衆に対する健康知識の普及及び宣伝を強化し、消費者が、合法的な生産経営者が生産販売した製品及び合法的な標識

が付された製品を選択できるように導かなければならない。

第4条 生産者が生産する製品に使用する原料、補助材料、添加物及び農業投入品は、法律及び行政法規の規定並びに国の義務的な基準に合致するものでなければならない。

前項の規定に違反して、原料、補助材料、添加物及び農業投入品を違法に使用した場合は、農業、衛生、品質検査、商務及び薬品等の監督管理部門が、各自の職責に基づいて、違法所得を没収する。同時に、没収総額が5,000元未満の場合は2万円の罰金を併科し、没収総額が5,000元以上1万元未満の場合は5万円の罰金を併科し、没収総額が1万元以上の場合は没収総額の5倍以上10倍以下の罰金を併科するものとする。重大な結果を招いた場合は、許可証を発行した部門が当該許可証を取り消すものとする。偽粗悪品生産販売罪を構成する場合は、法に基づいて刑事責任を追及する。

第5条 販売者は、仕入商品検査制度を確立して実施し、商品供給者の経営資格を審査し、製品の合格証明及び製品標識を確認し、並びに製品仕入台帳を作成して、製品の名称、規格、数量、供給者及びその連絡先、仕入日時等の内容をありのままに記録しなければならない。製品卸売を営む販売企業は、製品販売台帳を作成して、卸した製品の品種、規格、数量及び流通経路等の内容をありのままに記録しなければならない。製品集中交易所で自ら生産した製品を販売する生産企業は、製品卸売業務に従事する販売企業に関する規定に倣い、製品販売台帳を作成する義務を果たさなければならない。仕入台帳及び販売台帳の保存期間は、2年を下回らないものとする。販売者は、供給者に対して、製品の生産単位

ごとに、法定条件に合致する検査機関が発行した検査報告書、又は供給者が署名し、若しくは押印した検査報告書の写しを要求しなければならない。検査報告書又は検査報告書の写しを得られない製品は、販売してはならない。

前項の規定に違反した場合は、工商及び薬品の監督管理部門が、各自の職責に基づいて、販売の中止を命ずるものとする。検査報告書又は検査報告書の写しなしに製品を販売した場合は、違法所得及び違法製品を没収するとともに、没収総額の3倍の罰金を併科するものとする。重大な結果を招いた場合は、許可証を発行した部門が当該許可証を取り消すものとする。

第6条 製品集中交易市場を経営する企業、製品販売所を賃貸する企業及び製品展示販売会を開催する企業は、参加する販売者の経営資格を審査し、参加販売者の製品安全管理責任を明確化し、定期的に参加販売者の経営環境、条件、内部安全管理制度及び経営製品が法定要求に合致しているかどうかの検査を行わなければならない。法定要求に合致しない製品の販売又はその他の違法行為を発見した場合は、速やかに中止させ、ただちに所在地の工商行政管理部門に報告しなければならない。

前項の規定に違反した場合は、工商行政管理部門が、1,000元以上5万元以下の罰金を科する。犯情が重大な場合は、営業停止及び整理処分とする。重大な結果を招いた場合は、営業許可証を取り消すものとする。

第7条 輸出製品の生産経営者は、その輸出製品が輸入国（地域）の規格又は契約の要求に合致するよう保証しなければならない。輸出にあたって法令により検査を義務付けられている製品については、法律の規定に合致する

組織の検査に合格しなければならない。

輸出製品検査員は、法律及び行政法規の規定並びに関係する規格、手続き及び方法に基づいて検査を行わなければならない、発行した検査証書等に責任を負わなければならない。

出入国検査検疫組織並びに商務及び薬品等の監督管理部門は、輸出製品の生産経営者の優良及び不良を示す記録を作成し、公表しなければならない。優良記録を持つ生産経営者に対しては、検査検疫手続を簡素化するものとする。

輸出製品の生産経営者が、製品検査を回避した場合又は虚偽をはたらいた場合は、出入国検査検疫組織及び薬品の監督管理部門が、各自の職責に基づいて、違法所得及び製品を没収するとともに、没収総額の3倍の罰金を併科するものとする。犯罪を構成する場合は、法に基づいて刑事責任を追及する。

第8条 輸入製品は、わが国の国家技術規格の義務的要求及びわが国と輸出国（地域）が締結した協定に規定する検査要求に合致しなければならない。

品質検査及び薬品の監督管理部門は、生産経営者の信頼度、品質管理水準及び輸入製品危険評価の結果に基づき、輸入製品に対して分類管理を実施するとともに、輸入製品の受取人の記録に対して管理を行うものとする。輸入製品の受取人は、ありのままに輸入製品の流通について記録しなければならない。記録の保存期限は、2年を下回らないものとする。

品質検査及び薬品の監督管理部門は、法定要求に合致しない製品を発見した場合は、その製品の輸入者、検査申請者及び代理人を不良記録名簿に登載することができる。輸入製品の輸入者及び販売者が、虚偽をはたらいた場合は、品質検査及び薬品の監督管理部門が、

各自の職責に基づいて、違法所得及び製品を没収するとともに、没収総額の3倍の罰金を併科するものとする。犯罪を構成する場合は、法に基づいて刑事責任を追及する。輸入製品の検査申請者及び代理人が虚偽をはたらいた場合は、検査申請資格を取り消すとともに、没収総額と同額の罰金を併科するものとする。

第9条 生産企業が、生産した製品に安全上の危険が存在し、人体の健康及び生命の安全に危害を与える可能性があることを発見した場合は、社会に関連情報を公表し、販売者に対して販売中止を通知し、消費者に対して使用の中止を呼びかけ、自主的に製品を回収し、かつ、関係監督管理部門に報告しなければならない。販売者は、ただちに当該製品の販売を中止しなければならない。販売者がその販売する製品に安全上の危険が存在し、人体の健康及び生命の安全に危害を与える可能性があることを発見した場合は、ただちに当該製品の販売を中止し、生産企業又は卸売商に通知し、かつ、関係監督管理部門に報告しなければならない。

生産企業及び販売者が前項に規定する義務を履行しない場合は、農業、衛生、品質検査、商務、工商及び薬品等の監督管理部門が、各自の職責に基づいて、生産企業に製品の回収を、販売者に販売の中止を命じるとともに、生産企業には対象総額の3倍の罰金を併科し、販売者には1,000元以上5万元以下の罰金を併科するものとする。重大な結果を招いた場合は、許可証を発行した部門が当該許可証を取り消すものとする。

第10条 県レベル以上の地方人民政府は、製品安全の監督管理を政府活動の審査目標に組み入れ、当該行政地域内の製品安全の監督管理

の総責任を負い、当該行政地域内の監督管理活動を統一的に指導し、協調をはかり、健全な監督管理協調体制を構築し、法執行の協調及び監督を強化しなければならない。製品安全にかかる突発事件への対応活動を統一的に指導し、指揮し、法に基づいて製品安全事故を組織的に調査しなければならない。監督管理責任制を樹立し、各監督管理部門に対して評価及び審査を行わなければならない。品質検査、工商及び薬品等の監督管理部門は、所在地の同級の人民政府と協調して、法に基づいて製品安全の監督管理活動を行わなければならない。

県レベル以上の地方人民政府が製品安全の監督管理の指導、協調の職責を履行せず、当該行政地域内で一年に複数回の製品安全事故が発生し、社会に重大な影響をもたらした場合は、監察組織又は任免組織が、同政府の主要な責任者及び直接的な責任を負う主管者に対して、重過失記録、降格又は職務停止の処分を科するものとする。

第11条 国務院の品質検査、衛生及び農業等の主管部門は、各自の職責の範囲内で、関連する国家規格を制定、改定又は起草し、統一的に管理でき、全体としてバランスがとれ、実態に即した、科学的合理性のある製品規格体系をすみやかに構築しなければならない。

第12条 県レベル以上の人民政府及びその部門は、製品の安全について監督管理を実施する場合、法定の権限及び手続きに基づいて職責を履行し、公開、公平及び公正に行わなければならない。生産経営者の同一の違法行為に対して、二回以上の罰金を科する行政処罰を行ってはならない。犯罪を構成する疑いがある場合及び刑事責任を追及する必要がある場合は、「行政法令執行機関が犯罪の疑いのある

案件を送致する規定」に基づいて公安機関に送致しなければならない。

農業、衛生、品質検査、商務、工商及び薬品等の監督管理部門は、各自の職責に基づいて、生産経営者に監督検査を行い、義務的規格及び法定要求の遵守状況を記録し、監督検査員が署名したうえで文書として保存しなければならない。監督検査記録は、監督検査を直接的に主管する責任者が定期的に審査する事項としなければならない。公衆は、監督検査記録を閲覧する権利を有する。

第13条 生産経営者に、以下の状況の一がある場合、農業、衛生、品質検査、商務、工商及び薬品等の監督管理部門は、各自の職責に基づいて措置をとり、違法行為を正し、危害の発生を防止し、又は減少させるとともに、この規定に基づいて処罰するものとする。

- (1) 法により許可証を取得すべきであるにもかかわらず、許可証を取得しないまま生産経営活動を行った場合
- (2) 許可証を取得後又は許可を得た後、法定の条件及び要求に従わないで生産経営活動を行った場合又は法定の要求に合致しない製品を生産し、若しくは販売した場合
- (3) 生産経営者が、更に法定の条件及び要求に合致しないまま、生産経営活動を継続した場合
- (4) 生産者が、生産する製品に、法律及び行政法規の規定及び国の義務的規格に基づかない原料、補助材料、添加物及び農業投入品を使用した場合
- (5) 販売者が仕入商品検査制度を構築せず、若しくは実施せず、又は仕入台帳を作成しない場合
- (6) 生産企業が生産した製品に安全上の危険が存在し、人体の健康及び生命の安全に危害を与える可能性があることを発見したに

もかわらず、この規定の義務を履行しない場合

(7) 生産経営者が、法律、行政法規及びこの規定の他の関係規定に違反した場合

農業、衛生、品質検査、商務、工商及び薬品等の監督管理部門が前項で規定する職責を履行しないことにより、一定の結果をもたらした場合は、監察組織又は任免組織が、その主要な責任者、直接的な責任を負う主管者、及びその他の直接的責任者に対して、重過失記録又は降格の処分を科するものとする。重大な結果をもたらした場合は、その主要な責任者、直接的な責任を負う主管者、及びその他の直接的責任者に対して、職務停止又は解職の処分を科するものとする。その主要な責任者、直接的な責任を負う主管者、及びその他の直接的責任者が、汚職罪を構成する場合は、法に基づいて刑事責任を追及する。

この規定に違反して、職権を乱用し、又はその他の汚職行為があった場合は、監察組織又は任免組織が、その主要な責任者、直接的な責任を負う主管者、及びその他の直接的責任者に対して、過失記録又は重過失記録の処分を科するものとする。重大な結果を招いた場合は、その主要な責任者、直接的な責任を負う主管者、及びその他の直接的責任者に対して、職務停止又は解職の処分を科するものとする。その主要な責任者、直接的な責任を負う主管者、及びその他の直接的責任者が、汚職罪を構成する場合は、法に基づいて刑事責任を追及する。

第14条 農業、衛生、品質検査、商務、工商及び薬品等の監督管理部門が、この規定に違反する行為を発見して、それが他の監督管理部門の職責に該当する場合は、速やかに書面で通知するとともに、処理権限を有する監督管理部門の処理にゆだねなければならない。処

理権限を有する部門は、速やかに処理し、責任逃れをしてはならない。速やかに処理せず、責任逃れをして、一定の結果をもたらした場合は、監察組織又は任免組織が、その主要な責任者、直接的な責任を負う主管者、及びその他の直接的責任者に対して、重過失記録又は降格の処分を科するものとする。

第15条 農業、衛生、品質検査、商務、工商及び薬品等の監督管理部門は、その製品安全の監督管理の職責履行にあたって、次の職権を有する。

- (1) 生産経営場所に入っの現場検査の実施
- (2) 契約書、書類、帳簿及びその他の関係資料の査読、複製、封印及び差押え
- (3) 法定要求に合致しない製品、違法使用の原料、補助材料、添加物及び農業投入品並びに違法生産に用いられた道具及び設備の封印及び差押え
- (4) 人体の健康及び生命の安全に危害を与える重大な危険が存在する生産経営場所の封鎖

第16条 農業、衛生、品質検査、商務、工商及び薬品等の監督管理部門は、生産経営者違法行為記録制度を構築し、違法行為の状況を記録し、公表しなければならない。多数の違法行為記録を有する生産経営者については、許可証を取り消すものとする。

第17条 検査組織が、虚偽の検査報告を提出し、重大な結果を招いた場合は、検査資格を与えた部門が、その資格を取り消すものとする。犯罪を構成する場合は、法に基づいて、直接的な責任を負う主管者及びその他の直接的責任者の刑事責任を追及する

第18条 製品安全事故又はその他の社会に重大

な影響を与える製品安全事件が発生した場合は、農業、衛生、品質検査、商務、工商及び薬品等の監督管理部門は、各自の職責の範囲内において、速やかに対応し、措置を講じ、事態の発展を阻止し、損失を減少させ、国务院の規定に基づいて情報を公表し、善後策を講じなければならない。

第19条 すべての組織及び個人は、この規定に違反する行為について、告発する権利を有する。告発を受理した部門は、告発者の秘密を守らなければならない。調査の結果、告発が事実と判明した場合は、告発を受理した部門が、告発者に対して褒賞を与えなければならない。

農業、衛生、品質検査、商務、工商及び薬品等の監督管理部門は、告発受理のための電子メールアドレス又は電話番号を公表しなければならない。受理した告発は、速やかに、すべてを記録し、適切に保存しなければならない。告発事項が当該部門の職責に該当する場合は、受理して、法に基づいて、調査、処理及び回答を行わなければならない。当該部門の職責に該当しない場合は、処理権限を有する部門に送付し、かつ、告発者にそれを通知しなければならない。

第20条 この規定は、公布の日から施行する。

(かまた ふみひこ・海外立法情報課)